

市立幼稚園・保育所のあり方基本方針（個別施設再配置計画）（素案）

幼稚園の園児数の減少、保育所の待機児童の発生、施設の老朽化など、さまざまな課題の解消や未来を担っていく子どもたちの健やかな成長を育むことなどを目的に「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針」を令和5年3月に策定しました。この基本方針の策定に向けてこの間、保育については、私立保育施設

の誘致により、保育の受け皿を拡充し、年度当初の待機児童を解消しました。また、幼稚園では3年保育、預かり保育、給食を実施しました。

これらを踏まえ、これからの幼児教育・保育の基本的な考え方に基づき、「幼児教育・保育の質の向上」「市立施設の役割の明確化」「需給バランスやニーズ等を踏まえた適正

規模の施設配置」など、市立幼稚園・保育所の再配置の具体的な内容を示す「市立幼稚園・保育所のあり方基本方針（個別施設再配置計画）」の素案をまとめました。

富田林市立地適正化計画を策定

進行する人口減少社会における持続可能な都市づくりを進めるため、居住誘導区域や都市機能誘導区域などを定め、居住や都市の生活を支える機能（医療、福祉、商業など）の誘導によるコンパクトな市街地の形成と、地域公共交通網の充実、防災まちづくりの連携により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」や「防災コンパクトシティ」を進めることを目的に、同計画を策定しました。

なお、同計画は市ウェブサイト（都市計画課のページ）からご覧いただけます。

453
 富田林市立地適正化計画（内線451、453）



Pick Up!



3月20日、藍野大学短期大学部と、連携協力に関する基本協定を締結しました。今後は、保健・福祉や防災など、幅広い分野での連携協力を進めていきます。



3月28日、本市所在の株式会社ベビーフェイスが運営するオートバイレースチームの監督兼選手の津田一磨さんが、全日本ロードレース選手権参戦の報告に市役所を訪れました。



3月22日、株式会社山洋様が、厚生労働大臣感謝状と金色有功章の受章報告に市役所を訪れました。



4月7日、企業版ふるさと納税としてご寄附をいただいた株式会社ウォーターエージェンシー様に、感謝状を贈呈しました。

5月は消費者月間

消費者トラブルは誰にも起こることです。消費者問題に遭遇した場合は、一人で抱え込まず、気軽に下記の相談窓口か身近な人にご相談ください。

●市消費生活センター（内線186、188）

とき 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時（祝日、年末年始を除く）

ところ 市役所1階市民相談室横

●消費者ホットライン【☎188】

とき 月～金曜日は午前9時～午後5時、土・日曜日、祝日は午前10時～午後4時（年末年始を除く）

消費者被害拡大を防ぐための見守りをしています

消費者トラブルの深刻化を防ぐため、令和4年度より富田林警察署および地域包括支援センターと「富田林市消費者安全確保地域協議会」を設置し、「消費生活協力団体・協力員」の委嘱制度も新たに開始しました。

日ごろから声掛けなどの見守り活動で、消費者被害の未然防止・早期発見にご協力いただいています。

国民生活センターより情報をお届けしています

同センターでは、今注意すべきこと、子どもや高齢者などに関わる事故や悪徳商法に関する情報をメールやSNS（LINEは右図からアクセスできます）などで無料配信しています。ぜひ、ご登録ください。詳しくは、同センターホームページ[<https://www.kokusen.go.jp/index.html>]をご覧ください。固商工観光課（内線483）



固定電話回線がなくても
利用できます！

携帯型緊急通報システムを導入

急病やケガなどで、緊急を要する時に利用できる緊急通報装置を貸与しています。装

置のボタンを押すことで、相談センターへ繋がります。必要に応じて救急車の出動を要請するなどの対応を行います。従来の緊急通報システムは、固定電話回線を利用するものでしたが、令和5年4月より、固定電話回線がなくても利用できる同システムが導入されました。

※携帯型は自宅に固定電話回線を設置していない人が対象です。
※固定型、携帯型ともに、利用範囲は自宅内に限定されます。

| 利用料（月額） | 固定型 | 携帯型 |
|------------------------------------|-------|-------|
| 世帯の生計中心者の前年分の所得税額（申請が1月～6月までは前々年分） | | |
| 7万円以下 | 無料 | 660円 |
| 7万1円以上 | 1650円 | 2310円 |

固高年齢介護課（内線197）

障がい者基幹相談支援センター（障がい者雇用センター）のご利用を

障がいのある人と家族が地域で安心して暮らせるよう、各圏域に障がい者基幹相談支援センター（障がい者雇用センター）を設置しています（左表参照）。同センターでは、相談支援をするとともに、就労や雇用の支援を実施しています。その他にも、障がい者相談支援センター（左表参照）や、障がい福祉課内出張相談窓口（月～金曜日（祝日は除く）、午前9時15分～午後5時）を設置していますので、気軽にご利用ください。

| | |
|----------------------------|--|
| 障がい者基幹相談支援センター（障がい者雇用センター） | 第1圏域 （喜志・第一中学校区） (福) 聖徳園「聖徳園みどりの風」(川向町6の31) とき 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時 固 ☎ (26)8627・FAX (26)8628 |
| | 第2圏域 （第二・第三中学校区） (福) いずみ野福祉会「つじやま相談室」(廿山20の7) とき 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時 固 ☎ (28)5311・FAX (40)1513 |
| | 第3圏域 （金剛・葛城・藤陽・明治池中学校区） (福) 四天王寺福祉事業団「四天王寺慈田富田林苑」(向陽台一丁目3の20) とき 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分 固 ☎ (29)0500・FAX (29)0282 |
| 障がい者相談支援センター | ●(福) 桃花塾「ピーチネット」(喜志2067) とき 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時 固 ☎・FAX (24)8626 |
| | ●NPO法人あい「地域活動支援センターとさわぎ」(昭和町二丁目2の6) とき 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時 固 ☎・FAX (25)1516 |
| | ●NPO法人次世代育成・少子化対策研究会「アプローチ寺池」(寺池台二丁目12の8) とき 月～金曜日(祝日は除く)、午前10時～午後6時 固 ☎・FAX (29)8655 |

マイナンバーカード



〔期間限定〕自動写真撮影機のマイナンバーカード申請用の写真撮影無料キャンペーン

市役所1階に設置している自動写真撮影機は申請書ID付き個人番号カード交付申請書のQRコードからマイナンバーカードの申請ができます。

この度、期間限定で本機のQRコードを利用したカード申請に限り写真撮影利用料を無料とします(申請用の写真撮影のみの利用は無料となりません)。カードをお持ちでない人は、ぜひご利用ください。

期間 6月1日～令和6年3月29日の月～金曜日(祝日を除く)、午前9時～午後5時30分

持ち物 申請書ID付き個人番号カード交付申請書

閏市マイナンバーカードコールセンター「☎(26)9815」

(月～金曜日、第1・2日曜日(祝日を除く)、午前9時～午後5時30分)、市民窓口課(内線131)

一部業務の停止のお知らせ

とき 5月1日(月)、2日(火)、7日(日)、午前9時～午後5時30分

取り扱いきれない主な業務

①電子証明書の更新・発行・失効など、②暗証番号ロック解除、③申請後に、住所や氏名などが変わった人のカード受け取り

※引越しの手続きはできませんが、転入・転居に伴う一部手続きは、再度お越しいただく場合があります。

閏市民窓口課(内線131、132)

休日交付

(事前予約制)



とき 5月7日(日)、14日(日)、27日(土)、28日(日)、6月4日(日)、11日(日)、午前9時～午後5時30分

ところ マイナンバーカード臨時窓口(市役所地階)

予約方法 希望日の2開庁日前までに、インターネットまたはマイナンバーカードコールセンターで予約の上、申請

者本人がお越しくください。

※上記の取り扱いできない主な業務③に該当する人は、5月7日(日)を避けて予約してください。

閏コールセンター「☎(26)9815」(月～金曜日と第1・2日曜日(祝日を除く)、午前9時～午後5時30分)、市民窓口課(内線131、132)

5月31日(水)、コンビニ交付サービスの市・府民税証明書の発行が一時休止

5月31日(水)は、市・府民税証明書のみコンビニ交付サービスが利用できません。別の日に利用いただくか、課税課または金剛連絡所へお越しください。

閏課税課(内線117)

マイナポイントの申し込み期限が9月末まで延長

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した人のポイントの申し込み期限が、9月30日(土)まで延長されました。

市サポート窓口を開設

とき 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分

ところ 市役所1階マイナポイント専用窓口、金剛連絡所

※第1・2日曜日、午前9時～午後5時30分に市役所地下会議室でも開設(5月は27日(土)、28日(日)も臨時開設します)。

閏市マイナポイント専用窓口(内線6009、6068)または総務省コールセンター「☎0120(95)0178」

忘れていませんか? 住宅用火災警報器の点検・交換

住宅用火災警報器は、火災の早期発見のために大変有効です。住宅用火災警報器の設置により住宅火災による死者数や損害額などの被害が大幅に減少することがわかっています。住宅用火災警報器の電池の寿命はおおむね10年。十分な効果を発揮するために定期的な点検(機器の点検ボタンを押すか点検ひもを引っ張る)を行い、10年を目安に本体を交換することをおすすめします。

また交換する際には、連動型住宅用火災警報器や一酸化炭素検知機能付き住宅用火災警報器など、付加機能がある機器に交換することが有効です。閏市消防本部予防課【☎(23)1124】

消防災害情報案内ダイヤルが変わります

5月8日(月)、午後から同案内ダイヤルが変更になります。お掛け間違いのないよう、お気をつけください。

新番号 【☎0721(69)9119】
閏市消防本部指令課【☎(23)0119】

市民総合体育館主競技場の照明を一新しました

(独)日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ(ととこ)の助成金を受け、市民総合体育館主競技場の照明を一新しました。LED化でこれまでよりも明るく、省エネで環境にも配慮した照明になりました。皆さんぜひ、ご利用ください。



閏生涯学習課(内線585)

5月11日～20日は春の全国交通安全運動

全国重点

- ・こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- ・横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ・自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

大阪重点

- ・二輪車の交通事故防止

スローガン

- ・なれた街 いつもの道でも みぎひだり
交通事故に遭わないように一層の注意をお願いします。

岡道路交通課（内線417）

5月1日～7日は憲法週間

憲法は私たちの生活の中で自由と幸福を追求するにあたって、決して欠かすことができないものであり、憲法について知ることは、「人権」を自分自身や社会、実生活との関わりにおいて学びきっかけにもなります。

この機会に、家庭や地域で、憲法について話し合ってみましょう。

岡人権・市民協働課（内線472）

5月はため池愛護月間

市では、ため池災害の最も起きやすい梅雨・台風期を前に、5月を「ため池愛護月間」と定め、災害と水難事故を防止するとともに、環境を保全するため、広報活動を実施しますので、皆さんも次のことなどに注意してください。

■ため池を利用する皆さんへ

- ・ごみを捨てないようにしましょう。
- ・地域ぐるみで実施されるため池の草刈りや、水路の清掃に参加しましょう。
- ・水を汚す家庭からの排水にちょっとした心遣いをしましょう。
- ・ため池や水路の漏水を発見したときは市役所へ連絡しましょう。

■子どもを水難事故から守るために

- ・ため池管理者や地域などで設置する危険標識は幼児や児童が分かりやすいものにしましょう。
- ・ため池の安全施設の破損に注意しましょう。
- ・ため池や水路周辺で遊んでいる子どもを見掛けたら注意の一声を掛けましょう。
- ・町会（自治会）などを通じて子どもの水難事故防止について保護者などへ啓発しましょう。

岡農とみどり推進課（内線423）

5月は「宅地防災月間」

宅地災害は、いったん起こると家屋や家財、ときには尊い人命に関わることにもなりかねません。

造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。

「宅地防災月間」は、大雨が予想される梅雨期を前に、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくするという目的で実施しています。

大阪府では、この期間中に府内市町村や消防、警察など宅地防災に関係する機関と協力して、次のような事業を実施します。

◆防災パトロールの実施

パトロール隊を編成し、宅地造成地や土砂採取地などにおける造成地の防災工事の安全性などについて点検・指導します。

◆宅地防災技術研修会の実施

宅地防災知識の啓発・普及を図るため、5月下旬に宅地造成事業者、設計者などを対象とした宅地防災に関する技術研修会を開催します。

また、ご家庭でもこれを機会に宅地災害を未然に防止するため、次の点について自宅周辺を点検し、必要に応じて早急に適切な処置をしてください。

■石垣、擁壁などに亀裂などは入っていませんか。

また、割れ目から地下水がしみ出ていませんか。

■石垣、擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ていますか。

■地盤は沈下していませんか。

■排水のための溝に泥などが詰まっていますか。



研修会や点検方法などについては、府ウェブサイトをご覧ください。

岡都市計画課（内線454）、府建築指導室審査指導課【☎06(6210)9722】

5月31日は世界禁煙デー

たばこをやめられないのは、タバコの煙に含まれるニコチンの持つ強い依存性が原因です。このような喫煙習慣は「ニコチン依存症」といわれ、治療が必要な病気とされています。

世界禁煙デーに伴ってたばこ相談イベントを開催します。気軽にお越しください。

とき 5月31日(水)、午前9時～午後5時30分

ところ 保健センター（当日直接会場へ）

岡健康づくり推進課【☎(28)5520】

男女共同参画フォーラム「Be・inひろっぱ」実行委員募集

地域での男女共同参画を進めることを目的に、男女共同参画フォーラム「Be・inひろっぱ」を開催します。

皆さんも実行委員になって、その企画や運営に携わってみませんか。実行委員会は、6月～翌年3月の間に、月1回程度開催する予定です。

募集人数 10人程度（性別不問）

申し込み 5月19日（金）（必着）までに、人権・市民協働課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファクスまたはメールで、〒584-8511常盤町1の1 人権・市民協働課（内線472）・FAX(25)9037・jinken@city.tondabayashi.lg.jp）へ

※応募用紙は、市ウェブサイト（人権・市民協働課のページ）からもダウンロードできます。

「時をつなぐ平和絵本」が完成



原子爆弾によって被害を受けた人の高齢化が進む中、その体験を風化させることなく後世に語り継ぎ、二度と戦争を引き起こさないよう、その悲惨さや平和の尊さを訴えていかなければなりません。

この絵本は、市内在住の小田園枝さんが語った被爆体験を、金剛中学校美術部の生徒



14人が、未来に伝えたい思いでその光景を描いたものです。

作成した生徒からのメッセージ

絵本を描くにあたって当時の様子を色々調べて知ることができました。

戦争の悲惨さや残酷さを忘れずに、語り継いでいけたらと思います。

小田さんと子どもたちの平和への願いが多くの人に届く

よう、市内の図書館でも貸し出ししていますので、ぜひご覧ください（上図からもご覧いただけます）。

啓発冊子「知っ ていこう 一歩ずつ病と人権」

新型コロナウイルス感染症が流行した当初は、感染者や医療従事者、その家族などに対する人権侵害が問題となりました。



しかし、このような病気による人権侵害は、今月初めに起こったものではありません。こうした問題をなくすために私たちができることは何でしょうか。過去の歴史も踏まえて、考えてみるための啓発冊子を作成しました。

この冊子は地域での学習などに活用できるよう無料で配布していますので、詳しくはお問い合わせください。

※同冊子は市ウェブサイト（人権・市民協働課のページ）からもご覧いただけます。

啓発冊子「知っ ていこう 一歩ずつ病と人権」

住宅の耐震診断・耐震改修・除却工事補助制度

※一般的な住宅では自己負担約5000円で耐震診断を受けることができます。木造住宅以外はご相談ください。

■耐震改修補助（木造住宅に限る） Ⅱ 工事費用の3分の1の額（上限100万円）

■除却工事補助（木造住宅に限る） Ⅱ 上限20万円

※いずれの補助も工事などの契約前に申請してください。※受け付けは12月末までの予定です。ただし、予算がなくなり次第終了します。

補助対象 昭和56年5月31日以前に建てられた住宅

補助額 ■耐震診断補助（木造住宅の場合） Ⅱ 診断費用のおおむね9割の額（上限5万円）

※その他条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■住宅政策課（内線438）

公用車の広告掲載業者が決定

公用車の有効活用による自主財源の確保と地元企業などの地域経済の活性化を図ることを目的として、公用車への広告掲載を募集し、今年度は下記の業者にご協力いただくことになりました（順不同、敬称略）。

来年度以降も広告募集を予定しています。詳細が決まり次第、お知らせします。

○一元管理公用車

・独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）

○上下水道事業公用車

・富田林市管工事業協同組合

・株式会社松下工建

・独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）

■行政管理局（内線338）、上下水道総務課（内線270）

同拠点は、地域の皆さんの「はたらく」「まなぶ」「つどい」場をコンセプトとして、市とUR都市機構が共同で設置する拠点です。

地域の皆さんのニーズを取り入れながら、金剛地区の魅力向上につながる、さまざまなイベントなども開催しています。

また、同施設はコワーキングスペースや自習スペース、会議・サークルなどの貸しスペースとしても利用できます。

開館日時 月々金曜日、午前10時～午後6時（祝日、年末年始を除く）

金剛地区魅力向上拠点

∞ KON ROOM

をご利用ください



年始を除く）
場所 金剛連絡所北側（寺池台一丁目9の70S3号棟）
利用料金

・コワーキング・自習スペース 11時間200円
※1日最大500円、学生・青少年は無料。
・会議スペース 11時間300円
※フリーWi-Fi、ノートパソコンやプリンターの貸し出し（有料）もあります。
※詳しくは、ホームページ <https://kongo-lab.com> をご覧ください。
固同拠点 ☎070(4007)0190

市営葬儀対策委員会委員を募集

市民の皆さんから幅広いご意見をいただき、公衆衛生事業をより推進するため、令和5年度の市営葬儀対策委員会委員を募集します。

対象者 市内在住で市営葬儀の在り方について関心のある18歳以上の人
※ただし、過去に同委員の経験がある人、葬儀業者などの関係者は除きます。

募集人数 2人

任期 令和6年3月31日(日)まで

申し込み 5月23日(火)（必着）までに、環境衛生課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、同課（内線143）へ（申し込み多数の場合抽選）

※申込用紙は、市ウェブサイト（環境衛生課のページ）からダウンロードもできます。



市営葬儀のご利用を

対象者 お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀をされる場合

市営葬儀指定業者

- (株)安楽社（甲田二丁目9の10）☎(25)0042
- (株)花仙葬祭（富田林町24の17）☎(23)2238
- (株)花安（富田林町18の19）☎(23)6526

申し込み 右記の指定業者の中から選択し、「標準プラン」から

「簡易プラン」のいずれかを選び、直接申し込んでください。
※基本料金に含まれないオプションなどを任意に選択することもできます。

※内容など詳しくは、「富田林市営葬儀のご案内」をご覧ください。市ウェブサイト（環境衛生課のページ）からダウンロードもできます。
固環境衛生課（内線147、149）

市営葬儀の利用料金

《お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀される場合》

| 標準プラン | | 簡易プラン | |
|--------------------|-------------------|----------|----------|
| 自宅または集会所などで葬儀される場合 | 富田林斎場の葬儀室で葬儀される場合 | 20万1660円 | |
| 大人 | 28万5180円 | 大人 | 26万4810円 |
| 小人 | 28万2120円 | 小人 | 26万1750円 |

富田林斎場の使用料金

《お亡くなりになられた人が市民の場合》

| | | |
|--------------------------------------|--------|-------|
| 葬儀室使用料 ※午後5時～翌日午後1時（和室は翌日午後3時まで）。 | 5万920円 | |
| 霊安室使用料 ※24時間まで。 | 3050円 | |
| 火葬室使用料 | 大人 | 1万円 |
| | 小人 | 6000円 |
| | 死産児 | 4000円 |

市若者・子育て世代転入促進 給付金の申請を受け付け



親または祖父母との近居または同居を目的として住宅を購入する若者・子育て世代に対して住宅購入費用の一部を助成します。

支給要件 申請時点で左表の要件全てを満たす人

支給金額
・近居の場合 30万円
・同居の場合 50万円
申請の受け付け 令和6年3月

月29日(金)までに、申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添えて住宅政策課へ(郵送不可) ※予算がなくなり次第、終了します。

※説明書および申請書は、市役所4階住宅政策課で配布、または市ウェブサイト(住宅政策課のページ)からダウンロードもできます。
閩住宅政策課(内線437)

| 市若者・子育て世代転入促進給付金要件表 | |
|--|--|
| 対象者 | 対象住宅 |
| <p>■本市内に新たに住宅を取得した子世帯の世帯主またはその配偶者</p> <p>■子世帯の世帯主またはその配偶者が本市の転入時において40歳以下の人</p> <p>■本市の転入日前に1年以上継続して本市外に居住しており、対象住宅の工事請負契約日または売買契約日以降に転入している人</p> <p>※子世帯の世帯主、その配偶者のいずれかが契約日以降に転入していれば対象。</p> <p>■親世帯などが本市に1年以上継続して居住している人</p> | <p>■新築または売買により取得した住宅</p> <p>■対象者が所有する住宅</p> <p>■令和4年4月1日以降に取得し、所有権保存登記または所有権移転登記が完了している住宅</p> <p>■自己の居住用に供する住宅</p> |
| <p>※その他要件など詳しくは、市ウェブサイト(住宅政策課のページ)をご覧ください。</p> | |

5月12日は 民生委員・ 児童委員の日



子育てや学校生活、医療・介護などで心配事や悩み事があれば、一人で抱え込まず身近にいる民生委員・児童委員にご相談ください。

民生委員・児童委員は、地域のボランティアとして見守

り活動をしたり、市民の皆さんの生活や福祉に関するさまざまな相談に応じて必要な支援をしたりしています。相談内容に応じて福祉制度や支援サービスを受けられるよう、関係機関への「つなぎ役」になります。

また、民生委員・児童委員には守秘義務があります。秘密は必ず守りますので、気軽にご相談ください。

地域の民生委員・児童委員を知りたい場合は、お問い合わせください。

閩増進型地域福祉課(内線275)

新しい民生 委員・児童 委員が決定

民生委員・児童委員として、4月1日付けで次の皆さんが委嘱されました。

- 旭ヶ丘町 安井佳子さん
 - 富美ヶ丘町1〜12番 三好三世さん
 - 山中田町二丁目・三丁目 三嶋佳代子さん
 - 須賀一丁目19〜29番・須賀三丁目6〜22番 鈴木康子さん
 - 向陽台四丁目4番〜23番 吉良智絵さん
 - 小金台一丁目・二丁目・三丁目7番(一部) 吉岡奈保子さん
- ※担当地区の民生委員・児童委員の連絡先などは、お問い合わせください。
- 閩増進型地域福祉課(内線275)**

ひと休みベンチ寄附制度 にご協力を



市民の皆さんが安心して休憩できる空間の確保を目的として、令和4年度から、「ひと休みベンチ」制度を実施しています。

同制度は、個人、企業および団体などからベンチを市に寄附していただき、市がベンチ

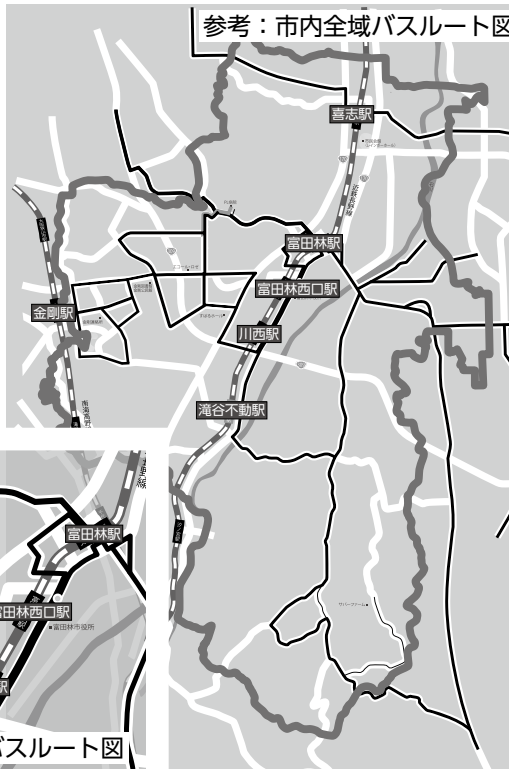
チの設置および維持管理をするものです。また、ベンチには寄附者の銘板を設置します。これまでに寄附いただいたベンチは、バス停留所などに

設置していますので、ぜひご活用ください。
※引き続き、バス停留所や公園などに設置していただける同ベンチを募集しています。詳しくは、市ウェブサイト（道路交通課のページ）をご覧ください。
414、農とみどり推進課（内線424）

レンタサイクル「かわっちりん」のご利用を

環境にやさしく、健康増進にもつながる身近な乗り物の自転車を貸し出すレンタサイクル「かわっちりん」が、喜志駅地下自転車駐車場〔☎(24)6293〕および富田林駅自転車駐車場〔☎(24)9479〕でご利用できます。

仕事や通勤、通学、観光などにぜひご利用ください。
※利用方法・料金・時間など詳しくは、利用を希望される駐車場へお問い合わせください。



生産緑地地区の指定を受け付け

市街化区域内農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的に、生産緑地地区の追加指定を行います。生産緑地地区に指定されると、固定資産税及び相続税の税制優遇を受けることができます。

受付期間など 5月1日(月)～6月30日(金)に、都市計画課（内線453）で受け付け

※生産緑地とは、市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設などの敷地として適している300㎡以上の一団の農地です。

※希望される人は、事前に土地の位置、地番、面積などを確認の上、早めにご相談ください。

地場産品を使った商品開発支援事業補助金の活用を

農産物および加工品の魅力を市内外にPRするため、本市特有の農産物を活用した新商品の開発を行う市内団体や、本市の農業者と連携して新商品の加工お

よび販売を行う市内団体を対象に、「富田林市商品開発支援事業補助金」を交付しています。

対象や条件など詳しくは、お問い合わせください。

補助金額 1団体あたり上限45万円

申し込み 5月1日(月)～6月30日(金)に、農とみどり推進課（内線443）へ

鳥獣による農作物被害防止柵設置事業補助金の活用を

補助対象物品 被害区域および被害予想区域内の田畑などに設置する次の防護資材など

◎電気柵

◎ワイヤーメッシュなどの防護資材（付帯する杭も可）

※いずれも購入金額が3万円未満の物品は対象外です。

補助対象者 市内で営農している人

補助額 購入金額の10分の8の額で、上限10万円

申し込み 5月8日(月)～令和6年2月29日(木)に、農とみどり推進課（内線445）へ ※予算がなくなり次第終了。